東京都における老人福祉施策についての意見 (主として中間施設問題について)

昭和60年6月28日東京都社会福祉協議会社会福祉施設の基本問題研究委員会中間施設専門委員会

総合的老人福祉対策の必要性

著しく増加していくと推計されている。 (一)人口高齢化と介護を要する老人の増加 (一)人口高齢化と介護を要する老人の増加 (一)人口高齢化と介護を要する老人の増加 (一)人口の○年)には一六三万人(一三・八%)に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老に達する。また、同期における「ねたきり老人の増加していくと推計されている。

必要がある。 るように、きわめて深刻な問題として考える 地域における共同体意識の稀薄化に象徴され 都市にみられる家庭介護能力の著しい低下、

(二) 夜宅ケアサービスの量的拡大の必要性(二) 夜宅ケアサービスの着的拡大の必要がある。 (二) 夜宅ケアサービスの高いではなく、従来の施設を活しつづけられるように配慮することが老人のニーズに適しているというち過半数の者は家庭れる必要がある。

が進められ、住宅対策、家事援助サービス事東京都においてもその在り方について検討

の面から大きな問題とならざるをえない。特

東京都における要介護老人の増加は、

のような増加は、施設、費用およびマンパワー

生活援助、それも重介護を要する老人のこ

量的に拡大することが緊急不可欠である。 定対応していないのが現状である。これに対応していないのが現状である。この状態 に対応していないのが現状である。この状態 が直に、激増する老人の多様なニーズに十分 が高に、激増する老人の多様なニーズに十分 が方自治体とともにはかる必要がある。これ が方は、激増することが緊急不可欠である。

況にあり、特別養護老人ホーム(以下「特養」く他県の施設をも利用しなければならない状既に絶対数が不足しており、一部の老人が遠東京都における施設の数は現在においても(三)施設ケアサービスの量的拡大の必要性

等の量的拡大をはかることが肝要であろう。 、老人福祉対策上重大な問題である。 したがって、今後、利用度の薄くなった公 は、老人福祉対策上重大な問題である。 とする)入所待機者は、現在一九〇七人(五

化していくことが考えられる。 鬱化、女性の就労や社会参加等により、弱体 護能力は、世帯規模の縮小、介護者自身の高 介護老人が増加し、また、一方、家庭での介 を人人口が増加することにともなって、要 (四)総合的老人福祉対策視点の必要性

策の充実1・要介護原因となる疾患を予防する保健対1・要介護原因となる疾患を予防する保健対このような状況に対応していくためには、

テーション医療の充実2・医療機関における老人に対するリハビリ

4・主として老人を入院させる病院の介護機

3・特養の増設と特養内の医療機能の充実

5・痴呆性老人対策の強化

能の向上

充や、在宅支援施設の増設6.在宅福祉サービス向上のための制度の拡

ム化並びに利用基準の在り方7・施設や制度の効率的運用のためのシステ

8・財政負担並びに費用負担の在り方

9・マンパワー 対策

宅の建設10・老人向け公営住宅の整備とケア付老人住

る学校数育と社会教育場面における福祉教11・地域福祉および老人福祉活動の基盤とな

育の拡充

やかに対策を講じる必要がある。等の点について、総合的な検討を加え、すみ実践的研究機関の充実

二 これからの在宅ケアサービス

(一) 東東都における在宅ケアサービスの現

状

の給付(貸与)等があげられる。
て、老人夫婦のみ及び単身老人向け都営住宅
基準を上回って実施されている主な事業とし

愛訪問員の派遣 (補助)、老人医療費及び看主なものは、緊急通報システムの整備及び友また、東京都が独自に実施している事業の

(補助一七カ所)などである。護事業(二五床)、ケアセンターの設置運営ム事業(補助一〇ヵ所)、痴呆性老人短期保護料差額の助成、ねたきり老人のディ・ホー

多摩の一部で上乗せ実施) がおこなわれてい 記の東京都の補助事業の実施(特別区及び三 けっして満足のいく状態にない。 ない。さらに、これらの各種事業の内容も、 の重要な在宅ケアサービスは半数程度の市で 寝具の乾燥消毒等が七割の市で実施されてい ぼ歩調をあわせて行われている。 る。この単独事業については、特別区ではほ の乾燥消毒等の実施、 ビス、ねたきり老人の入浴サービス及び寝且 っては数えるほどのところでしか行われてい しか実施されておらず、町村島しょ部にいた 区市町村における在宅福祉サービスは、上 しかし、入浴サービス、給食サービス等 単独で実施されている事業は、 おむつの支給などであ 市部では、 給食サー

が中心であり、訪問看護や訪問機能回復訓練族の介護機能を代替する日常的援護サービスして種々の事業が実施されている。これは家在宅ケアサービスは主に区市町村を窓口と(二)在宅ケアサービスの問題点

等の専門的ケアが未整備の状況である。

明らかである。 ス以上に、その絶対量が不足していることはらず、在宅ケアサービスは、施設ケアサービ 要介護老人が年々急増しているにもかかわ

点である。 いずれの分野からの在宅ケアサー 内容と供給資源の総合的検討がなされないで ビスも、もはや単独では十全な活動は行えな 保健、医療サービスのシステム化、ネットワー らに「医療」分野のものに分れており、その 供給されるものと、「保健」分野のもの、さ もかかわらず、都民が満足する状態にはない。 要である。さらに、医療機関が行う往診活動 ク化が行われていないことが最も大きな問題 や訪問看護は、きわめて重要な活動であるに はなく、各種事業のすみやかな実施強化が必 サービスが実施されているが、いまだ十分で いることも、サービスの拡充という点から問 い以上、これら三者の有機的連携が必要である。 いずれにも量的不足があると同時に、福祉、 つまり在宅ケアサービスは「福祉」分野から そして、それと同時に在宅ケアサービスの 老人保健法においても、各種の在宅ケア

を望んでいる。

結局のところ、縦割行政の弊害からうまれ

図られていることが重要なのである。

祉・保健・医療サー ビスのネットワーク化が

下「社協」という)の役割も重要である。民間地域福祉団体である社会福祉協議会(以し、全都民の合意を形成して行く努力の中で、も、全都民の合意を形成して行く努力の中で、地域福祉の確立という観点からも早急に解決

で、または住みなれた地域社会の中での生活で、または住みなれた地域社会の中での生活が老人世帯の増加などにより、在宅ケアサービスのニードは高く、しかも多様になっている。 とりである。そして老人の多くが自分の版下及 は、 (三)望ましい在宅ケアサービス

この推進機関が地域の中での核となり、福多様なニーズに対応できるように調整するたとして提供される、さまざまなサービスを、多様なニーズに対応できるように調整するための推進機関を置くことが望ましい。それに対応するサービス内容や供給量の検討も必要となる。そしどの推進機関を置くことが望ましい。

望ましい在宅ケアサービスとは以上のような 担問題は、さけることができない。応能負担 間福祉団体の意見も取り入れながら公私の役 尊重されなければならない。 無料ならよいとか、公費負担が軽減されさえ 費用負担は、利用者及び家族の負担能力と れる必要があるが、これを全面的に反対する 制度の導入・強化については、慎重に検討さ が、利用者に対する応能負担制度等、費用負 間の在宅ケアサービスを拡充するためにも、 地域福祉計画の樹立が行われなければならな 割分担の明確化を図り、医療や保健を含めた まで利用者のニー ズと負担能力そして人格が にそして利用しやすくなければならず、あく 方法で、サービスが効果的に効率よく、公平 すればよいという問題ではないからである。 サービス内容によって決定されるものであり に適用することも問題である。なぜならば、 ことも、あるいはすべてのサービスに全面的 民間福祉活動への公費支出は当然必要となる 行政が責任を持つことは言うまでもない。 活性化のためにも必要であるが最終的には、 い。公私の役割分担は、在宅ケアサービスの このことが行われるためには、利用者や民 民

関の事務局を区市町村社協に置くことが、 きた社会福祉協議会の近年の在宅福祉サービ 民が主体的にかかわっていく性格のものであ えられる。在宅福祉の推進は、本来、 よく活動できるよう、事務局を置くことが考 事務所等の行政機関、医師会、社協、 提としては、病院、診療所、老人ホーム、デ れなければならない。そしてこの組織が効率 員協議会などの関係機関からなる組織が作ら れるサービスである。 これらが地域のネット 入会が促進される現状にあって、この推進機 スへの取り組み、さらに福祉施設の社協への イケアセンターなどの施設や、保健所、福祉 テム化である。したがって、システム化の前 ワークの中で効率よく供給されることがシス たように、医療、保健、福祉の各分野で行わ 在宅ケアサービスとは、これまで述べてき 住民主体の原則を設立当初からかかげて 四) 在宅ケアサービスのシステム化 地域住 民生委

はいない。財政的基盤の整備もあわせて行われなければ、なお、この場合は社会福祉協議会の人的、

在宅ケアサービスは、システム化すること

福祉協議会の活動に多くが期待される。 育研修である。その機関として、東京都社会 福祉計画の樹立という課題があるが、これら 化、組織、事務局としての社協の役割、 ビスのシステム化を行うための専門職員の教 法論として、最も必要なことは、在宅ケアサー 化を推進させるためには、関係機関の連携強 テム化を達成する努力が必要である。その方 して、高齢化に対応した、ゆるぎのないシス スの評価、計画の立案、およびその実践を通 して、ニーズや問題点の再確認、現行サービ はできない。それゆえ、各区市町村を単位と のことから、すべてを短期間に達成すること 域社会福祉計画の樹立が急がれねばならない るが、基本的には、このシステム化を含む地 以上のように在宅ケアサービスのシステム 地域

三 これからの施設ケアサービス

人ホーム七施設 (定員六三九名)となってい特養八六施設 (定員八三二三名)、 有料老特養八六施設 (定員八三二三名)、 軽費老人 東京都では、昭和六十年六月一日現在、養東京都では、昭和六十年六月一日現在、 養

市の所在する府県に共通した状況である。市の所在する府県に共通した状況である。東京都長期計画(五十七年十二月)では、七人口一〇万対老人福祉施設定員数は、昭和五十七年(人口は昭和五十五年国勢調査による)現在、一三四三名となっており、全国の一五八六名を下回っている。これは、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪及び京都などの大都千葉、埼玉、愛知、大阪及び京都などの大都千葉、埼玉、愛知、大阪及び京都などの大都千葉、埼玉、愛知、大阪及び京都などの大都千葉、埼玉、愛知、大阪及び京都などの大都

はよって地域のニーズに対応できるわけであ

を示している。 次に医療関係であるが、まず、施設数につ次に医療関係であるが、まず、施設数について全国の七・七十〇万対の施設数は、六・六で全国の七・七十〇万対の施設数は、六・六で全国の七・七十〇万対の施設数は、七五七であり、人口がのが、まず、施設数につ次に医療関係であるが、まず、施設数につ

→九九床の施設が最も多く、全病院数の約三東京都の病院数を病床規模別にみると、五〇六年)と比較して一一・四%増加した。なお床数は年々増加をみせ、一〇年前(昭和四十院数の増加がほぼ停滞しているのに対し、病石床、人口一〇万対の値は一〇九〇・四で病五床、数では、病院病床総数が一二万六八六病病床数では、病院病床総数が一二万六八六

特例許可外病院が二施設、計五四施設となっ 五.八で、全国の八一・四より低くなっている。 数は五〇九八万九五四二名で、これを都民人 六十年五月現在、 ある時点における一般病床数と入院患者数と 四・四回となり、全国の三・九回よりも多く、 口で割った都民一人あたりの年間通院回数は、 六年一年間における都内の病院の外来患者進 四で、全国の二四二・一に比較して低率である。 以上の大型病院は四六施設で五・九%となっ 分の一にあたる二八・九%を占め、五〇〇床 である。尚、入院患者数などの実態について ており、 の関係をあらわす指標である病床利用率は七 ている。一般診療所の病床総数は、一万六二 一五床となっており、人口一〇万対一三九・ さらに病院患者についてみると、昭和五十 また、老人病院の数についてみると、昭和 その他知事認定除外病院が一八施設 特例許可病院が五二施設、

(二) 東京都の病院における老人入院患者の

問題点

は明らかになっていない。

急性期の傷病に対する医学的ケアが先行し、くある。 一般に病院の医療・看護サービスは、老人が多く入院する病院の問題点は、数多

老人のように入院期間が長い患者に対する日常生活上の介護に十分な配意が乏しい。それから、老人の入院患者の日常生活上の介護がある。といって、老人の入院患者の日常生活上の介護がしたがって、老人の入院患者の日常生活上の介護がしたがって、老人の入院患者の日常生活上の介護がしたがって、老人の入院患者の日常生活上の介護がつたがって、老人の入院患者の目常生活上の介護がある。ここでは、広範な問題のうち、以下の三点について指摘したい。

置づけである。
第一は、何と言っても制度的問題点である。第一は、何と言っても制度化された老人病院の適正化を求めたもので、老人入院患ものでない。それよで問題が少なくなかった老人病院の適正化を求めたもので、老人入院患た医療・看護機能が今なお不十分な老人病院が少なくない。必要なことは、老人の決に思合ったを療・看護機能が今なお不十分な老人病院が少なくない。必要なことは、老人の決に思るのでない。必要なことは、老人の決定とのでない。必要なことは、老人の決定とのでない。必要なことは、老人の決定とのでない。それは、何と言っても制度的問題点である。第一は、何と言っても制度的問題点である。

入院医療が必要な患者に限られる。 在宅ケア本来、傷病を治療する場で、病院への入院は院に入院しているという問題である。 病院は第二は、入院医療の必要でない患者が、病

解決する必要がある。ある。すみやかに実態を調査し、この問題をいるとすれば、老人にとっても不幸なことで合で、入院医療の必要でない患者が入院してや特養等の不足、あるいは、患者の家族の都や特養等の不足、あるいは、患者の家族の都

視野から検討する必要がある。

「は、経済的問題である。都内の老人を患者に請求する事例が数多い。このようなに、保険外負担を全面的に認めることはできないない。このようないが、保険外負担を全面的に認めることはできないない。このようないが、保険外負担を全面的に認める。都内の老人を第三は、経済的問題である。都内の老人を

問題点(三)東京都における特別養護老人ホームの

ま京都における特養の問題点としては、前にも述べたように、施設の絶対数が不足していることがあげられる。このことは、特養へいることがあげられる。このことは、特養へからもいえる。待機者の半数が居宅での生活が困難なことから病院に入院しているとも言われている。都の長期計画が確実に達成されることを期待するものである。

都の人口の特別区と三多摩の比率は七対一二で第二に、特義の偏在があげられる。現在、

設の具体化が進められている。

い、六十年度より社会福祉法人に対し、特権建業」等が新たに予算化されたので、今後に期を可建設用地取得に要する資金を特別助成事を「特別養護老人ホーム建設促進特別助成する「特別養護老人ホーム建設促進特別助成する「特別養護老人ホーム建設促進特別助成する」、一次の国際というでは、一次の関係のにたいして、施設の比率は三対七と逆あるのにたいして、施設の比率は三対七と逆あるのにたいして、施設の比率は三対七と逆

いる施設が圧倒的多数である。 第三に、医療機能の不備の問題が関係者の第三に、医療機能の不備の問題が関係者のとなっている。現在特養にはめて重要なものとなっている。現在特養にはめて重要なものとなっている。現在特養にはがの重要なものとなっている。現在特養にはがのが、といる施設が圧倒的多数である。

進的に是正されるべきである。 題がある。 制 直し作業が行われるべきである。また、 者本人の費用徴収は、 問題点があり、 度については、 第四に、 特養の費用徴収及び措置制度の問 現行のこれらの制度は、 再検討が必要であろう。 年金制度の成熟に伴って漸 資度の活用を含めて見 数多くの 措置 利用

して、何らかの基準化が行われることを強く点から、特養は重介護を要する老人の施設と同じ都民をケアするという観点と公平性の観退所や処遇内容は、かなりの格差がみられる。最後に、特養の入退所基準と処遇内容の何最後に、特

四 これからの施設ケアサービスの基本的

期待したい。

IJ り方については、 Ŕ ಕ್ಕ れる特別養護老人ホームは、原則としてすべ ター事業、デイホーム事業もほとんどが特養 て通所サービスの機能を併せもつこと、つま に併設されていることからもいえると思われ に開放することは効果的である。 ケアセン にあっては、その機能を施設の所在する地域 かに要介護老人を専門的に処遇している特養 の社会化の必要性が呼ばれてきているが、 ことをこの機会に特に提案したい」としてい 在宅福祉が強調されるのと同時に施設機能 このことは、社福審答申で、「東京都の とりあえず東京都の区市部に今後建設さ 市にふさわしい特別養護老人ホームのあ いわゆるデイケア・センター を併設する なお検討を行う必要がある 確

> 必要と思われる。 程度の定員の小規模特養も認められることが土地確保が難しい特別区においては、三〇名要な意味をもっているといえよう。従って、っても各特別区に特養が建設されることは重ることからもいえよう。こうしたことからい

た状態をなくすための一助となろう。 を状態をなくすための一助となろう。 をどの地域住民の要望に応える機能も備える。 あわせてセミロングステイ、ナイトケアム・の地域住民の要望に応える機能も備えることが必要である。 あわせてセミロングステイ、ナイトケアられている。 前述したように特養にデイケアられては処遇の一環として医療の充実が求めおいては処遇の一環として医療の充実が求めまい、先に問題点でもふれたように特養にまた、先に問題点でもふれたように特養にまた、先に問題点でもふれたように特養に

四 いわゆる中間施設論議について

中間施設論の登場

の中間施設の要求も出されている。 特養と病院の中間的な新しい施設が必要であ発に論議が行われている。昭和四十六年にも発に論議が行われている。昭和四十六年にもを上起されている。昭和四十六年にも本年一月二十四日、「老人福祉の在り方に

第三は、デイケアやショー トステイなどの地 援を目的としたものである。 第一と第二の考え方はともに施設ケアを問題 設であり、 きものであり、 域の利用施設的中間施設である。このうち、 にしたもので、入所型の中間施設ともいうべ る、一とは逆の特養からの中間施設。そして、 ある程度の治療を行う病床の中からの中間施 に分類できる。 これまでの中間施設論を大別すると、三つ 第二は、 第三の考えは、 第一は、生活援助を主体とし、 特養の医療機能を強化す 在宅ケアの支

特別養護老人ホームは福祉施設であるから、建議では「病院は医療施設であるのに対し、二 老人のニーズに対応した中間施設論か

本来その対象者が異なっていれば問題はない本来その対象者が異なっていれば問題はないなってあるが、現実にはそれぞれの施設の入所名のであるが、現実にはそれぞれの施設の入所のである」といわれているが、これにはいらかのに患者である。これは、ほとんど差がみられならするというよりも、むしろ、特養の絶対数合するというよりも、むしろ、特養の絶対数合するというよりも、むしろ、特養の絶対数が不足していることの証明となろう。また第二に、老人病院に入院している老人のほとんどが「療養上の世話や介護が中心でよい」とどが「療養上の世話や介護が中心でよい」というわけではなく入院医療が不可欠な老人ないうわけではなく入院医療が不可欠な老人ないである。

すことの方が必要といえよう。むしろ、施設への入所を恥とする風潮をなくむしろ、施設への入所を恥とする風潮をなくせないで、病院に入院させているという事例また、家族が世間体を考えて特養へ入所さ

援助機能が必要である。したがって、いかなって、あるいは、家族に協力するための介護ある。そのためには、その地域で家族に代わたいという願いをもっていることから、ごしたいという願いをもっていることから、

したものでなくてはならない。 る中間施設論も、老人のニーズに適切に対応

してきている。 家族の介護機能が低下家族化が進むなかで、家族の介護機能が低下プロール化に伴って住宅問題が深刻化し、核大都市東京都においては、人口の集中とスニ 老人をめぐる家族と地域の問題点 ニ 老人をめぐる家族と地域の問題点

とからもいえよう。
年人口比八・五%であるのに対して、東京都年人口比八・五%であるのに対して、東京都

おける対応が最大限に確保される必要がある。る、調整機能と、問題発生の場である地域にられる。それゆえ、老人を抱える家族に対す日間も発見されないという悲惨な事例にもみまた、地域における相互扶助も都市化とと

2 中間施設論議の課題

両施設を統合するだけでは、何ら問題の解決病院に入院しているという実態であるのに、が不足しているところで、しかも、待機者が養の問題点でもふれたように、施設の絶対数東京都において中間施設を考える際に、特

でさえある。
でさえある。
いれば、財政問題も含めて広範な、問題のすか特養の問題を十分に検討せず両施設を統合や特養の問題を十分に検討せず両施設を統合とが先行すべきである。山積されている病院にはならない。むしろ、病院と特養の質的向にはならない。

はみなれたところで、終生を過ごしたいといった解いに応えるためには、デイホーム、ナイトケア、ショートステイ、セミロングステイなどが可能な設備を整えた施設が必要である。これは、現行の特養にこうした機能をある。これは、現行の特養にこうした機能をある。これは、現行の特養にこうした機能をある。これは、現行の特養にこうした機能をある。(ただし、特別ではは特養の建設が必要)。また、都内にある、老人福祉センター(一〇九ケ所)と老人る、老人福祉センター(一〇九ケ所)と老人る、老人福祉センター(一〇九ケ所)とと人る。

られている。
いるが、それが早急に整備されることが求めて、在宅の老人世帯の緊急時に備えて、敏速の転用も考えられなければならない。あわせまた、他の利用度の少なくなった公共施設また、他の利用度の少なくなった公共施設

これらの在宅ケアを支援するためのあらゆ

Ιţ 者であれば、これらの患者の入院する病床を 後ともその実績をふまえて発展増強されるべ 保険医療機関とすべきである。 能の向上については、特養内の診療施設を、 え明らかでない状況においては、 に検討されるべきであろう。しかし、 きである。また、老人を多く収容する病院の を最重要課題とすべきである。 特養の医療機 入院患者の多数が入院医療を必要としない患 これまで果してきた役割を十分に評価し、今 入所型の中間施設として転用することも真剣 る施設の整備強化が先行するべきである。 さらに施設ケアについては、その質の向上 慎重にならざるをえない。 なお、 病床の転用 特養が 実態さ

あろう。さらに、病院の入院に要する費用にあろう。さらに、病院の入院に要する費用にとして行われる基礎的なサービスは公費負担制度を導入すべきであるが行政サービスは公費負担制度を導入すべきであるが行政サービスは公費負担制度を導入すべきであるが行政サービスを行う場合である。つぎには福祉のサービスを行う場合である。つぎには福祉のサービスを行う場合である。ごには、応能をして行われる基礎的なサービスについては、応能をしている。さらに、病院の入院に要する費用にある。

用されるべきである。現行診療報酬体系とは別の費用負担方式が採社会的入院患者に対する費用負担については、ついては、医療費の適正化をはかるとともに、

六 東京都社会福祉協議会社会福祉施設の基本

問題研究委員食中問施設専門委員会委員)

(印は委員長)

(学識経験者)

大友英一 (俗談会病院院長)

小山秀夫 (病院管理研究所研究員)

(老人福祉関係者

曽我恒市 (清明会理事長)

斎藤邦雄(博仁会常務理事)

鮎川英男 (白真荘施設長)

水野秀夫 (弘済園施設長)

石井健太郎 (山水園施設長)

(医療関係者)

長澤一男 (信愛病院事務長)

中村雪江 (昭島病院MSW

(幹事)

山下静平 (東京都社会福祉協議会事務局長)

富澤捷男 (東京都社会福祉協議会施設福祉

部長)